

延 総 農 第 468 号
令 和 6 年 11 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 読谷山 洋司

市町村名 (市町村コード)	延岡市 (45203)
地域名 (地域内農業集落名)	上崎 (上崎集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・1筆の農地面積が小さく、ほとんどが傾斜地であるため営農条件は良くないが、延岡市の主要となる果樹産地を形成している。
- ・農業者の高齢化も進んでおり、次世代の果樹経営を担う後継者の確保が最重要である。
- ・イノシシやシカのほかヒヨドリ等の鳥類による農作物被害がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:25人 主な作物:果樹(桃、柑橘、柿、栗、梨)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・果樹を中心とした営農形態を継続しつつ農地の集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業を推進する。
- ・集落内外から農地を利用する者を確保し、地域と担い手及び関係機関が連携強化し、将来に渡り果樹産地を維持していく体制を作っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基本的に農振農用地区域内及びその農業上の利用が行われる区域とし、その区域と林地等との間にある農地は農業上の利用以外に保全・管理も検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・地域内の農業者を担う者を中心に農地中間管理機構を活用して、話し合いの結果をもとに集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手の経営意向を踏まえ、農地利用最適化推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・基盤整備事業の活用にあたっては、地元負担が少なく抑えられるよう行政や関係機関と協議する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・経営規模の小さな農家であっても、農業を継続する意思のある農家については、関係機関等一体となって営農支援を行う。

- ・地元農業者の技術支援協力の下、新規就農者の受け入れを積極的に支援する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・当集落は果樹が主要産物で、水稻は少ないものの、高齢化により(株)延岡スカイサービスによる無人ヘリ防除の必要性はさらに高くなっていくため、今後も積極的に活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①有害鳥獣対策の防護柵については、北方町管内で上鹿川集落に次いで平成24年度に設置した。今後、防護柵の設置が必要となった場合は関係機関と十分な協議を行い効果的な設置とする。捕獲についても有害捕獲班と連携し、迅速な捕獲を進める。

③中山間地域に適応したスマート農業の推進（農地維持型）を図る。

⑤関係機関と連携して、果樹産地の維持に努めていく。

⑦新たな遊休農地の発生が生じないよう、農地の多面的機能が発揮されるように適切に管理する。またやむを得ず遊休農地となった農地については、除草を行うなど、鳥獣被害を防ぐ緩衝帯としての利用を図っていく。

⑦用水路や農道など集落内の施設を適切に維持管理する共同行動を継続していく。

⑦棚田においては菜の花等により良好な景観を保ちつつ、菜の花まつり等のイベントにより地域の活性化に取り組む。